

○災害対策特別委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 委員会 託会 議決	本院 議決	衆議院 委員会 託会 議決	本院 議決	備考
12	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 部を改正する法律案	災害対策特別委員長 (六〇、三二六)	六〇、三二六	六〇、三二六	六〇、三二六 (予)	六〇、三二七 可決	六〇、三二九 可決	六〇、三二六 可決	

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(衆第二二二号)

要旨

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十五年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を昭和六十五年三月三十一日まで五年間延長しようとするものである。

十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、地震対策緊急整備事業の進捗状況、高率補助金削減問題との関係、大都市地域における地震防災体制の強化等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。